

若年性認知症相談・支援センターが連携している支援機関の紹介

医療機関

- 専門の医師がいる病院や「もの忘れ外来」「認知症外来」がある医療機関
- 認知症疾患医療センター

名 称	住 所	電話番号
にいかわ認知症疾患医療センター	魚津市大光寺 287	0765-22-3399
谷野呉山病院認知症疾患医療センター	富山市北代 5200	076-436-2324
高岡市民病院認知症疾患医療センター	高岡市宝町 4-1	0766-23-0204
北陸病院認知症疾患医療センター	南砺市信末 5963	0763-62-1950

障害者雇用・就労に関する支援機関

- ハローワーク（公共職業安定所）
職業相談・紹介、職場定着指導を行います。

名 称	住 所	電話番号
富山公共職業安定所	富山市奥田新町 45	076-431-8609
高岡公共職業安定所	高岡市向野町 3 丁目 43-4	0766-21-1515
魚津公共職業安定所	魚津市新金屋 1-12-31（魚津合同庁舎 1 階）	0765-24-0365
砺波公共職業安定所	砺波市太郎丸 1-2-5	0763-32-2914
砺波公共職業安定所小矢部出張所	小矢部市綾子 5185	0766-67-0310
氷見公共職業安定所	氷見市朝日丘 9-17	0766-74-0445
滑川公共職業安定所	滑川市辰野 11 番地 6	076-475-0324

- 障害者就業・生活支援センター
就職に向けた支援、在職者への支援、事業主に対する助言、日常・職業生活上の支援や助言を行います。

名 称	住 所	電話番号
富山障害者就業・生活支援センター	富山市坂本 3110 セーナー苑	076-467-5093
高岡障害者就業・生活支援センター	高岡市博労本町 4 番 1 号 ふれあい福祉センター 2F	0766-26-4566
新川障害者就業・生活支援センター	下新川郡入善町浦山新 2208 新川むつみ園	0765-78-1140
砺波障害者就業・生活支援センター	砺波市幸町 1-7 砺波総合庁舎 1F 障がい者サポートセンターきらり	0763-33-1552

- 障害者職業センター
就職や職場復帰を目指す方、障害者雇用を検討している（雇用している）事業主の方、障害のある方の就労を支援する関係機関に対して、支援サービスを提供します。

名 称	住 所	電話番号
富山障害者職業センター	富山市桜橋通り 1-18 北日本桜橋ビル7階	076-413-5515

富山県若年性認知症相談・支援センター

病気のこと、支援の方法のこと、社会資源の情報や申請方法など、ご本人やご家族、企業などからの相談に応じています。希望に応じて出前講座も実施しています。

TEL 076-432-7501

電話相談 月～金 9:00～16:30
土曜日 13:00～16:00

面接相談 **予約制**
(日・祝祭日・年末年始は休み)

- 若年性認知症ハンドブック
～本人と家族の方へ～

センターのホームページから
見ることができます。



従業員が

企業等・職場向け

若年性認知症 になったら

～周りの理解と手助けがあれば、今の職場で働き続けることができます～



このリーフレットは、初期の症状に気づき、早期受診を促し、関係機関との連携により就労継続を進めるために作成しました。

社会福祉法人 富山県社会福祉協議会
富山県若年性認知症相談・支援センター

若年性認知症とは

65歳未満で発症する認知症を「若年性認知症」と言います。発症年齢は平均51.3歳と働き盛りの年代であり、仕事ができなくなると家庭的にも社会的にも大きな影響があります。

早期発見 こんなサインはありませんか

職場での変化

- 作業に手間取ったりミスが目立つ
- 職場の仲間や取引先の相手の名前が思い出せない
- 指示されたことが理解できない
- 電話の対応ができなくなってきた
- 段取りが悪くなり、作業効率が低下した
- 約束を忘れてしまう、物忘れが増えてくる
- 複数の作業を同時並行に進められなくなった



生活の変化

- 財布や鍵をどこに置いたかわからなくなる
- お金の計算や漢字の読み書きがわからなくなる
- 車の運転が適切にできなくなる
- 知っているはずの場所で迷ってしまうことがある
- 身だしなみに無頓着になる



早期受診が重要



在職中に受診するメリット

- 早期に受診することで制度が利用しやすくなります
障害年金や精神障害者保健福祉手帳を申請する場合は、原則としてその病気で初めて医療機関を受診した日（初診日）から一定の期間を経過している必要があります。
- 症状が軽い段階から、今後の人生を設計する時間が持てます
- 進行を遅らせる可能性のある治療ができます
・ 早期の治療や生活習慣の改善により、進行を遅らせる可能性があります。
・ 家族の介護負担を減らすことができます。

受診までのサポート

- 職場での変化に気づいたら、その人が信頼している上司や親しい同僚などにその人の様子について尋ねてみましょう
- 職場の産業医に相談してみましょう
- 受診や治療には家族のサポートが必要です。早めに職場での状況を伝え、協力を得ましょう
- 若年性認知症相談・支援センターでは医療機関の受診に関する相談にも応じています



受診先

- かかりつけ医などの身近な医療機関
- 専門の医師がいる病院や「物忘れ外来」「認知症外来」がある医療機関
- 認知症疾患医療センター（裏面参照）



認知症でも周りのサポートがあれば働き続けることができます

まず、ご本人の希望や状況、職場の状況に応じて**業務内容の見直し**や**配置転換**、**短時間勤務**などの合理的配慮を検討してください。

利用可能な制度

ジョブコーチによる支援

一定期間勤務先に出向き、ご本人と事業主、双方に対して、職場適応に関する支援や、症状に配慮した雇用管理に関する助言などを行う「ジョブコーチ」の活用ができます。

（問い合わせ先）富山障害者職業センター

障害者として雇用

精神障害者保健福祉手帳を持っていると法定雇用率制度の対象になります。



各種助成金の活用

障害者手帳を持っている人を新たに雇用する事業主に対する助成金制度があります。

（問い合わせ先）ハローワーク（公共職業安定所）

専門機関で相談できます

- 職場で気づいた時の対応
- 就労を継続するための支援
- 退職後の生活
- 利用できる制度や手続きの窓口（裏面参照）など

